

事業税・不動産取得税の課税免除・不均一課税について

高知県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、半島振興法、地域未来投資促進法、地域再生法によって指定を受けた地域内で、一定の要件に該当する対象事業用設備の取得等を行った者（個人・法人）等に対して、県税（法人事業税、個人事業税、不動産取得税）の優遇措置（課税免除、不均一課税）を行っています。

1 対象地域一覧表

地域区分	市町村名
過疎地域	高知市（旧鏡村、旧土佐山村の区域）、室戸市、安芸市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市（旧西土佐村の区域）、香南市（旧赤岡町、旧夜須町、旧吉川村の区域）、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、中土佐町、仁淀川町、越知町、橋原町、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
地域未来投資促進法に規定する同意促進区域	高知県全域（高知県及び34市町村） 物部川地域（南国市、香南市、香美市）
半島振興対策実施地域	宿毛市、土佐清水市、四万十市（旧中村市の区域）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町の区域）
地方活力向上地域（移転型）※1	県内各市町村のそれぞれ一部区域 （詳細は、高知県企業誘致課（088-823-9693）にお問合せください。）
地方活力向上地域（拡充型）※2	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、大豊町、いの町、中土佐町、佐川町、越知町、橋原町、日高村、津野町、四万十町のそれぞれ一部区域 （詳細は、高知県企業誘致課（088-823-9693）にお問合せください。）

※1 東京23区内から対象となる施設を移転するものです。

※2 東京23区以外から対象となる施設を移転するもの又は県内の対象となる施設を拡大するものです。

2 届出期限

- (1) 個人事業税

課税免除又は不均一課税を受けようとする年に係る個人事業税の申告期限(3月15日)まで。
- (2) 法人事業税

課税免除又は不均一課税を受けようとする事業年度に係る法人事業税の申告期限まで。
- (3) 不動産取得税

設備を事業の用に供した日の属する年に係る個人事業税の申告期限又は事業年度に係る法人事業税の申告期限まで。

3 提出書類

提出書類については、別紙「課税免除・不均一課税届出時の必要書類一覧」をご参照ください。

4 不動産取得税の税率の特例

不動産取得税の税率は4%ですが、土地及び住宅については3%となる特例が設けられています。

不動産の取得の時期	区分	税率
平成20年4月1日から	土地及び住宅	3%
令和9年3月31日まで	住宅以外の家屋	4%

5 主な要件等

裏面をご参照ください。

6 課税免除額

(1) 事業税

次の計算式によって、課税免除額の計算を行います。

(A)

事業税の課税標準となるべき
当該事業年度又は当該年に係る所得金額

×

(B)

当該取得等※をした
対象事業用設備等に係る従業者の数
当該対象事業用設備等を取
得した者が高知県内に有する
事務所又は事業所の従業者の数
※取得等の要件は、根拠法によって異なります。

×

(C)

対象事業用設備等に係る従業者の数
当該対象事業用設備等を取
得した者が高知県内に有する
事務所又は事業所の従業者の数
※取得等の要件は、根拠法によって異なります。

×

事業税の税率

なお、「従業者」とは、棒給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいいます。（当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者は、給与の支払を受けるべき者とみなします。）

(2) 不動産取得税

次の条件に該当する部分について、課税免除されます。

- ① 対象となる設備である家屋に係る不動産取得税
- ② ①の垂直投影部分である土地に係る不動産取得税（土地を取得した日の翌日から1年以内に当該家屋の建設着手があった場合に限りです。）

7 不均一課税額

(1) 事業税

前記6の(1)に示す事業税の税率©に、次の事業年度の区分に応じ、それぞれの割合を乗じた数字を税率として、不均一課税されます。

なお、不均一課税の対象とならない部分は、通常の課税となります。

○ 初年度	2分の1	(例) 翌年度の場合
○ 翌年度	4分の3	(A) × (B) × (C) × 3 / 4 = 不均一課税額
○ 翌々年度	8分の7	

(2) 不動産取得税

前記6の(2)の①及び②と同じ要件に該当する部分が不均一課税されます。

この場合の不動産取得税の税率は、標準税率の10分の1の税率となります。

● 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

県税事務所	電話番号	管内区域
安芸県税事務所	0887-34-1161	室戸市、安芸市、安芸郡（東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村）
中央東県税事務所	088-866-8500	高知市（三里、五台山、高須、大津、介良地区）、南国市、香南市、香美市、長岡郡（本山町、大豊町）、土佐郡（土佐町、大川村）
中央西県税事務所	088-821-4954	高知市（三里、五台山、高須、大津、介良地区を除く）、土佐市、吾川郡（いの町、仁淀川町）、高岡郡（佐川町、越知町、日高村）
須崎県税事務所	0889-42-2366	須崎市、高岡郡（中土佐町、橋原町、津野町、四万十町）
幡多県税事務所	0880-34-5114	宿毛市、土佐清水市、四万十市、幡多郡（大月町、三原村、黒潮町）

主な要件等

対象地域 区分	過疎地域のうち各市町村計画における産業促進事項に定められた産業振興促進区域(※2)	地域未来投資促進法に規定する同意促進区域	地方活力向上地域のうち認定地域再生計画に記載された地域		半島振興対策実施地域のうち認定産業振興促進計画に記載された計画区域(※2)
軽減措置	課税免除	課税免除	課税免除(移転型)	不均一課税(拡充型)	不均一課税
対象税目(※1)	個人事業税 法人事業税 不動産取得税	不動産取得税	個人事業税 法人事業税 不動産取得税	不動産取得税	個人事業税 法人事業税 不動産取得税
対象者	青色申告書を提出している個人又は法人のうち、市町村の「産業振興機械等の取得等にかかる確認」を受けている者(※3)	地域経済牽引事業計画の高知県知事又は主務大臣の承認及び主務大臣の確認を受けている者	地方活力向上地域特定業務施設整備計画の高知県知事の認定を受けている者		青色申告書を提出している個人又は法人のうち、市町村の「産業振興機械等の取得等にかかる確認」を受けている者(※3)
対象となる事業用設備等	製造業 情報サービス業等(令和3年4月1日以降の取得等に限る) 旅館業(下宿営業を除く) 農林水産物等販売業用の設備 個人事業税の対象の畜産業、水産業(※4)	地域経済牽引事業施設の用に供する設備	事務所 (調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門) 研究所(工場内の研究開発施設を含む) 研修所 用の設備 及び 上記設備の新設に併せて整備される事業者の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設(不動産取得税のみ対象)		製造業 旅館業(下宿営業を除く) 有線放送業等 情報通信技術利用業 農林水産物等販売業用の設備(認定産業振興促進計画に記載された計画期間の初日以降の新増設に限る。)
対象となる設備の合計取得金額	500万円以上のもの(※5) (製造業及び旅館業については、資本金の額が5,000万円超1億円以下である法人は1,000万円以上のもの、1億円超である法人は2,000万円以上のもの)	建物及びその附属設備・構築物・土地(※7)の取得額の合計が1億円(農林漁業及びその関連業種(※8)は5,000万円)を超えるもの	3,800万円以上のもの (中小企業者(※10)及び中小通算法人(※11)は1,900万円以上のもの)		500万円以上のもの(※5) (製造業及び旅館業については、資本金の額が1,000万円超5,000万円以下である法人は1,000万円以上のもの、5,000万円超である法人は2,000万円以上のもの)
対象となる設備の取得等期間	令和9年3月31日まで(※6)	高知県全域(令和6年3月22日～令和7年3月31日) 物部川地域(令和6年6月21日～令和7年3月31日) (※9)	平成30年10月19日から 令和8年3月31日までに知事の承認を受けたもの(※12)	平成27年11月27日から 令和8年3月31日までに知事の承認を受けたもの(※12)	平成25年6月29日から 令和7年3月31日まで(※6)
事業税の適用期間	設備を事業の用に供した日の属する年以降3箇年(法人事業税は3箇年度) ただし、個人事業税の対象の畜産業・水産業については、5箇年		設備を事業の用に供した日の属する年以降3箇年 (法人事業税は3箇年度)		設備を事業の用に供した日の属する年以降3箇年 (法人事業税は3箇年度)

※1 法人事業税と併せて申告納付する特別法人事業税については対象になりません。

※2 過疎地域と半島振興対策実施地域が重複している地域は、過疎地域の軽減措置が適用されます。

※3 取得等を行った設備等が各課税免除等の根拠法に基づき定められた市町村計画の内容に適合することにつき、市町村の長が確認した旨を証する書類を提出してください。なお、取得等の定義については根拠法により異なります(改築や修繕等も含まれる場合があります。)

※4 個人事業税の対象の畜産業、水産業については、取得価額要件及び青色申告要件はありませんが、自家労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の1／3を超え、かつ、1／2以下であるものに限ります。

※5 対象事業用設備として取得した建物、附属設備、構築物及び機械装置が、租税特別措置法第12条第4項の表又は同法第45条第3項の表に該当する減価償却資産であることが必要です。なお、過疎地域、半島振興対策実施地域に係る取得金額については、圧縮記帳後の額で判定します。

※6 この期間内に対象となる設備を取得し、対象となる事業の用に供することが必要です。

※7 地域経済牽引事業計画の承認の日以降に取得し、かつ取得日の翌日から起算して1年以内に対象となる設備である建物・構築物の建設着手がされた土地に限りします。

※8 製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業、卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいいます。

※9 地域経済牽引事業計画の承認を受けた日以降に限りします。

※10 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する個人及び同法42条の4第19項第7号に規定する法人をいいます。

※11 法人税法第66条第6項に規定する法人をいいます。

※12 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の高知県知事の認定を受けた日以降に取得し、かつ認定日の翌日から起算して3年を経過する日までの間に対象となる設備を新増設した場合に限りします。

別紙

課税免除・不均一課税届出時の必要書類一覧

※下記以外にも必要と判断される書類の提出を求めることがあります。

必要書類（※①～④は県所定様式）		過疎地域			地域未来 同意促進区域	地方活力向上地域			半島振興対策実施地域	
		課税免除			課税免除	課税免除 (移転型)		不均一課税 (拡充型)	不均一課税	
		事業税	個人事業税 (畜産水産)	不動産取得税	不動産取得税	事業税	不動産取得税	不動産取得税	事業税	不動産取得税
①	課税免除・不均一課税届出書 ※	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②	課税免除・不均一課税届出所得金額に関する明細書 ※	○	/	/	/	○	/	/	○	/
③	課税免除・不均一課税の要件等に関する明細書 ※	○ (初年度)	/	○	○	○ (初年度)	○	○	○ (初年度)	○
④	当該事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類 ※	○ (初年度)	/	○	○	○ (初年度)	○	○	○ (初年度)	○
⑤	同居の親族及び雇用者の氏名、就労日数等を明らかにする書類	/	○	/	/	/	/	/	/	/
⑥	事業所全体の平面見取り図(対象部分を明示)	○ (初年度)	/	○	○	○ (初年度)	○	○	○ (初年度)	○
⑦	法人事業税の確定申告書の写し(県税事務所に提出したもの控)	○ (個人事業税を除く)	/	/	/	○ (個人事業税を除く)	/	/	○ (個人事業税を除く)	/
⑧	所得税又は法人税の確定申告書の写し(電子申告の場合は受信通知の写しを添付)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨	法人税の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し	○ (初年度)	/	○	○	○ (初年度)	○	○	○ (初年度)	○
⑩	対象事業用設備を事業の用に供した日、取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明らかにする書類(過疎及び半島は特別償却を受けていない場合、その理由書が必要。)	○ (初年度)	/	○	○	○ (初年度)	○	○	○ (初年度)	○
⑪	事業用設備の操業開始の日を含む事業年度(又は年)及びその前事業年度(又は年)の営業報告書又は決算書の写し	○ (初年度)	/	○	○	○ (初年度)	○	○	○ (初年度)	○
⑫	パンフレット(作成している場合)	○ (初年度)	/	○	○	○ (初年度)	○	○	○ (初年度)	○
⑬	事業の工程図(パンフレットでわかる場合は不要)	○ (初年度)	/	○	○	○ (初年度)	○	○	○ (初年度)	○
⑭	所在地を示す地図	○ (初年度)	/	○	○	○ (初年度)	○	○	○ (初年度)	○
⑮	建物平面図(求積を記入したもの)	/	/	○	○	/	○	○	/	○
⑯	(対象建物の敷地である土地を取得した場合)土地の切り図へ建物の平面位置を記載した図面	/	/	○	○	/	○	○	/	○
⑰	(対象建物の敷地である土地を取得した場合)土地の売買契約書及びその領収書の写し	/	/	○	○	/	○	○	/	○
⑱	(対象建物の敷地である土地を取得した場合(適用を受ける既存家屋と同時に取得した場合を除く))当該土地を敷地とする家屋の建設に着手した日がわかるもの	/	/	○	○	/	○	○	/	○
⑲	産業振興機械等の取得等に係る確認書(過疎、半島に関する市町村計画に適合する旨の確認書)の写し	○ (初年度)	/	○	/	/	/	/	○ (初年度)	○
⑳	承認地域経済牽引事業計画に係る申請書類及び知事の承認書の写し	/	/	/	○	/	/	/	/	/
㉑	承認地域経済牽引事業に係る確認申請書類及び主務大臣の確認書の写し	/	/	/	○	/	/	/	/	/
㉒	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る申請書類及び知事の認定通知書の写し	/	/	/	/	○ (初年度)	○	○	/	/